研究 No. 1803

戦前期三井鉱山関連会社の福利施策の研究

――三井文庫所蔵三井鉱山旧蔵資料を基礎資料に――

主査　池上　重康[*1]
委員　崎山　俊雄[*2]

三井文庫所蔵の三井鉱山関係会社旧蔵資料を基礎史料に，三井鉱山における福利施策を，労務者社宅と職員社宅の改善の変遷，その契機とも位置づけうる二度の社内社宅懸賞設計，そして，大牟田市を対象に，職員社宅の増設が，計画された郊外住宅地の形成と景観に影響を与えたことを考察した。労務者社宅は明治時代の粗悪なものから，時局に応じて改良を加え，戦前期までに 10 坪を超えるに至った。職級に応じて供給されていた職員社宅は，特に下級職員社宅において労務者社宅と同様に順次改良された。三井鉱山では，どの事業所においても居住環境の改善に取り組んでいた。大牟田市の川尻地区では，土地区画整理事業を援用した三井鉱山の職員社宅による街並みが形成された。

キーワード：1）三井鉱山，2）三井文庫，3）三池鉱業所，4）田川鉱業所，5）社宅，6）福利施設，
7）労務者社宅，8）職員社宅，9）土地区画整理，10）大牟田

A STUDY ON WELFARE MEASURES OF MITSUI MINING AND ITS AFFILIATED COMPANIES BEFORE WORLD WAR II

-Based on the Historical Materials Former Owned by Mitsui Mining Company Kept in the Mitsui Library-

Ch. Shigeyasu Ikegami
Mem. Toshio Sakiyama

We examined the improvement of miners housing and housing for employees of Mitsui Mining based on the historical materials former owned by Mitsui Mining and its affiliated companies kept in the Mitsui Library. Miners housing, which were misery in the Meiji era, had improved up to more than 30m^2 before World War II. Housing for employees, which had been supplied in accordance with the job class, had also successively improved mainly for the lower classes. At the Mitsui Mining, every office worked to improve the living environment. In Kawashiri district, Omuta City, company houses of Mitsui Mining had formed cityscapes collaborating with the land readjustment projects.

1．はじめに

これまでに社宅研究の基礎資料として鉱山実習報文の目録についていくつか報告を行い[注1)]，主に実習報文を基礎資料とした論考をまとめた『社宅街―企業が育んだ住宅地』[注2)]を共同で著した。それ以後は，同書に掲載できなかった炭鉱の社宅街について主に三菱系の企業を対象に研究を重ねてきた[注3)]。その折，北海道大学経済学部吉田文和名誉教授より，実習報文について問い合わせを受け，併せて三井文庫[注4)]所蔵の『三井鉱山五十年史稿』（以下，『五十年史稿』と略）の存在をご教示いただいた。三井文庫には『五十年史稿』はもとより，三井鉱山および関連会社から引き継いだ，社宅をはじめとする福利施策に関する資料が膨大に所蔵されている。

本論では，三井文庫所蔵の三井鉱山旧蔵社宅関連資料の悉皆調査を通して，三井鉱山の福利施策を浮き彫りにするとともに，同時代的な住宅思想の展開との比較を通して，住宅供給の具体像を明らかにする。

2．資料の概要

三井文庫が所蔵する三井鉱山旧蔵資料の一覧は，『九州石炭礦業史資料目録第1集』に「三井鉱山株式会社関連資料」として採録されている[注5)]。資料は大きく以下の5群に分けられる。「三井鉱山株式会社五十年史編纂関係資料」，「三井鉱山株式会社三池港務所五十年史編纂関係資料」，「三井鉱山株式会社三池鉱業所五十年史編纂関係資料」，「三井鉱山株式会社田川鉱業所五十年史編纂関係資料」，「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」である。

「三井鉱山株式会社五十年史編纂関係資料」は，『五十年史稿』の他，各事業所[注6)]の沿革史，談話記録，写真などからなる。各沿革史の「労務編」には労務者社宅の，「職員編」には職員社宅の変遷と主に平面図が採録される。写真は逸失しているものが多く，別途まとめられた写真集に転置されたであろうものが少なくない。

三井鉱山は，1889年の三池炭鉱社の設立から50年目にあたる1939年に，記念事業の一つとして社史の編纂を決定，各事業所が編集に取り掛かったが，戦時体制下であっ

[*1] 北海道大学　助教　博士（工学）　　[*2] 東北学院大学　准教授　博士（工学）

たことも影響し，稿本の段階で事業が終了した[注7)]。『五十年史稿』は全20巻からなり，半折した手書きの謄写版藁半紙をハードカバー製本している。印刷物ではあるが，管見では三井文庫以外に所蔵を確認できない[注8)]。また，『五十年史稿』は「鉱業史研究のバイブル」[注9)]と評価されるが，史料の管理・保護の関係上，相互貸借サービスを提供していないため，少なくとも住宅史の分野では，これを基礎資料とした研究および報告は行われてこなかった。

本論では，まず，この『五十年史稿』を基礎資料に，労務者社宅と職員社宅の変遷とその特徴をみることにより，三井鉱山の福利施策を浮き彫りにしたい。なお，適宜，各事業所の沿革史を参照した。

3．三井鉱山の社宅施策

3.1　労務者社宅

本項では，労務者の社宅，即ち鉱夫社宅および労務者（鉱夫）用の福利施設について変遷と特徴を紹介する[注10)]。

(1)　社宅の構造と設備

1889年以前の藤棚炭坑（後に本洞炭礦に編入）や田川採炭所の坑夫納屋は掘立小屋で，屋根は草葺き，畳はなく土間に筵を敷き，中央に炉を切っていた（**図3-1**）。その後，畳を敷き，炊事場を付設するなど漸次改良が加えられた。ここでは，田川礦業所の労務者住宅を対象に間取りと仕上げの変遷を論じていきたい。

三井鉱山合資会社（1892年設立）が，田川採炭組から引き継いだ1900年当時は，3畳（一部4畳半）土間付きの1間式17戸（一部16戸）建長屋であったものが，1902～1905年には，4畳半土間付き（押入付きもあり）の6戸建長屋に

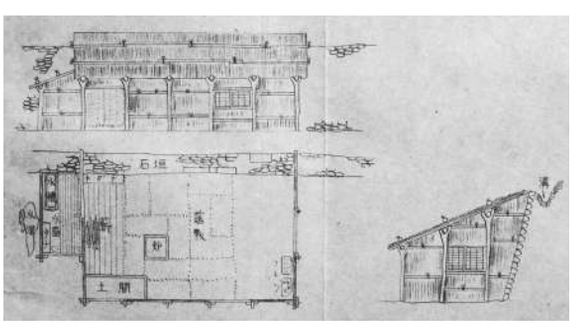

図 3-1　神岡の「又建飯場之図」（三井文庫所蔵）

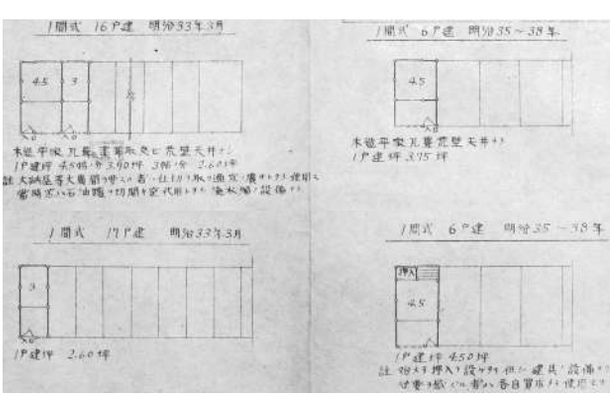

図 3-2　田川の 1900 ～ 1905 年の坑夫納屋（三井文庫所蔵）

なった。壁は荒壁で天井はなく，屋根は順次，藁葺きから瓦葺きに変更した（**図3-2**）。1910～1912年には4畳半押入付きの8戸建で，初めて台所が設備された。壁は荒壁で天井はないものの，窓は従来の突き上げ窓から雨戸に改良された。しかし，障子は未だ建て込まれていない。1918年以降「優良坑夫納屋」が提供された。4畳半2間で押入，台所付きの2間のものと，4畳半押入付きと6畳の2階建て2間があった（**図3-3**）。1919年には3畳2戸を6畳1戸に改造する他，6畳1間の長屋も第1次世界大戦下の住宅需要に応じて火急に建設された。明治の引き継ぎ時の倍の規模になっていることに着目したい。1921～1925年には，普通労務者にも2間式住宅が供給された。壁が荒壁から中塗りとなり，間仕切りに建具が建て込まれた。1927年には，同様の2間式ながらも，初めて天井を張り，壁を白漆喰とした。また，台所前には出窓を設ける（**図3-4**）。1937～1929年には，2間式の建坪を広くし，更に3間式の住宅を初めて提供した。この住宅には，玄関，縁側，内便所，物置が配備された（**図3-5**）。

労務者社宅の呼称については，三井鉱山では当初は「坑夫納屋」と呼んでいたが，1919年に「坑夫長屋」と改称し，翌年に「鉱夫社宅」と呼ぶようになった。単なる呼称の変化ではなく，実を伴った労務者社宅の改良である。

次に本店調査部長長澤一夫による三池筑豊の「坑夫社宅

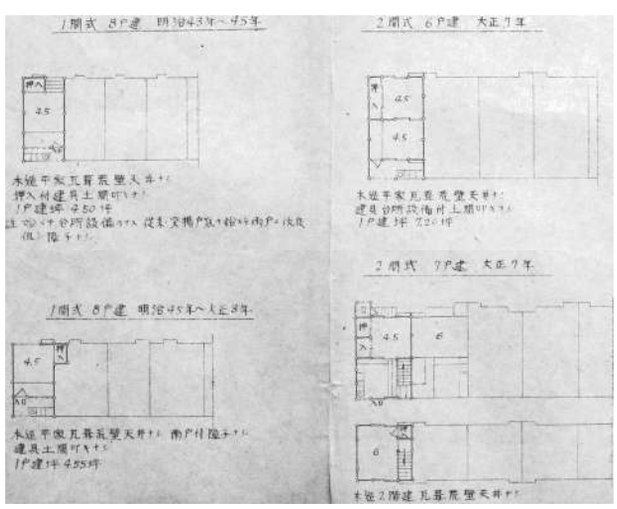

図 3-3　田川の 1910 ～ 1918 年の坑夫納屋（三井文庫所蔵）

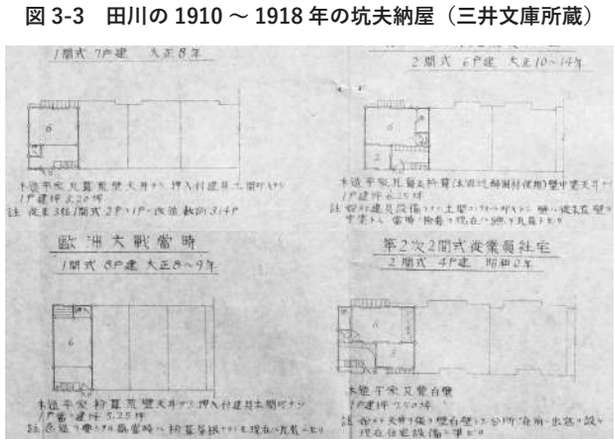

図 3-4　田川の 1919 ～ 1927 年の従業員社宅（三井文庫所蔵）

視察記」[注11]について，添付図を比定しつつ，その記述内容を検証していきたい。

第1次世界大戦後，九州三山（三池，山野，田川）の鉱夫社宅は改善が図られた。新式6畳社宅と2階式あるいは平屋2間式の「優良社宅」を高く評価する。これは田川の社宅を指しており，三池では未だ4畳半も混在していた（**図3-6**）。山野では普通社宅にも2間式が導入され，濡れ縁を付し，壁を白漆喰塗りとする他，天井には竿縁天井を張っている（**図3-7**）。裏庭では花壇や菜園を営み，通りには街路樹も植えられていたという。

ここに記述したのは，最新の社宅の状況であり，もちろん旧態の社宅も並存していた。長澤は，視察時点での社宅を四等級に分類し評価している。「優良」は2階建てもしくは2間式のもので，三池四ツ山，田川工作，三井亀光の3ヶ所，「上等」は，新式の6畳で，土間は広く竈と流場が室内にあり，かつ隣棟間隔も広いもので，三池の万田，宮浦，田川の三坑，山野の四坑，五坑，三池の横須の6ヶ所，「中等」は旧式の6畳で，土間が狭く，勝手は屋外にある山野の三坑，三池の一丁玉，大浦，勝立，田川の一坑，二坑，斜坑の7ヶ所，旧態依然たる「下等」として山野本坑をあげる。

2階式と平屋2間式を「優良」とするが，実際の生活者からの聞き取りも行なっており，特に2階式は総ガラスで格子を入れる点が居住者に好まれているとする一方，夏暑く交代制労働の鉱夫の休養には適さず，且つ，老人，子供のいる家庭にも不向きであることを指摘し，むしろ建設費が低廉で済むことも含め平屋の2間式を推奨している。併せて，2間の各室が狭い場合があることを遺憾としている。2階建は会社の都合によって複数世帯を居住させる点を低く評価する。また，戸別に便所を設ける場合には，職員社宅の場合とは異なり，建坪が狭いために，採光や臭気の問題が発生することを指摘している。

「中等」に分類した田川二坑は「最粗悪」，「下等」の山野本坑は「社宅と呼ぶには畏気無し」と酷評し，早期の改良を求めている。居住環境の劣悪が，労働争議につながりかねないことを危惧し，喫緊なる改善を求めている。

さらに，社宅単体のみならず，「街」としてのまとまり，植樹をはじめとする周辺環境の整備，各種福利施設の充足状況にも着目し，田川の三坑，工作，山野の三坑，四坑，五坑，三池の四ツ山をその好例としてあげている。中でも社宅の分類としては「中等」とされた山野の三坑を，住宅が狭隘で隣棟間隔が狭いながらも，「街」として高く評価している（**図3-8**）。

(2)合宿所

直営合宿所とは，三井鉱山において独身坑夫のための宿泊所兼賄所である。1903年以前は2ヶ所しかなく，その後，漸次増加するものの，1920年代より不況のため閉鎖が相次ぎ，1928年末で消滅した。その後は家族持ちの社宅に下宿させた。一方で，直営合宿所開設以前は，非直営の「飯場（めしば）」と呼ばれた合宿所があった。所謂納屋制度に類似するが，厳密には異なる。

(3)浴場

1900年以前には，風呂と呼べる代物ではなく，1908年

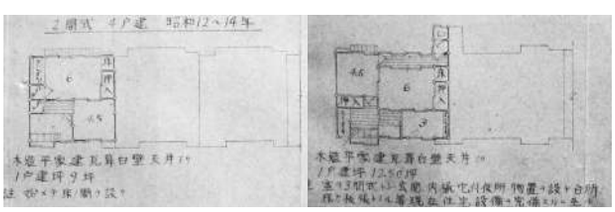

図 3-5　田川の 1937 ～ 1939 年の従業員社宅（三井文庫所蔵）

図 3-6　三池の 1917 年の坑夫納屋（三井文庫所蔵）

図 3-7　山野の 1924 ～ 1927 年の坑夫社宅（三井文庫所蔵）

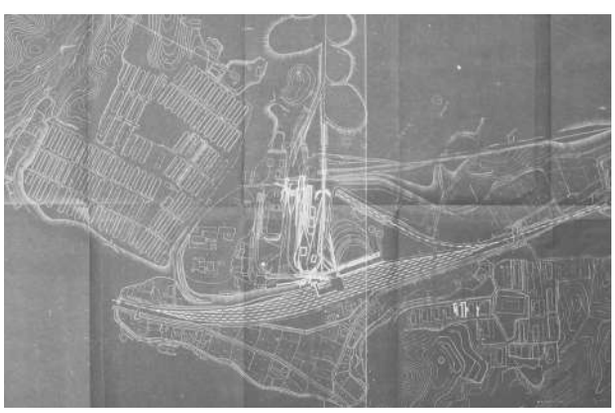

図 3-8　山野三坑配置図（1924 年東京帝国大学実習報文添付）
左上が坑夫社宅街、中央が工場、右下が職員社宅街

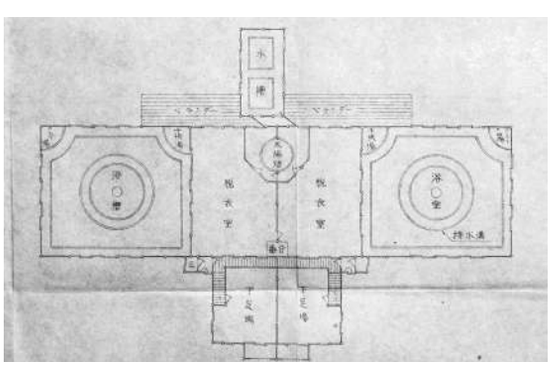

図 3-9　砂川の本町従業員浴場（三井文庫所蔵）

から1932年にかけて田川では13ヶ所の浴場を各坑所に設けたが，町の銭湯かそれ以下のものであった。1933年以降，近代式の豪華な浴場が各坑所に設けられるようになる。田川の三坑に建った浴場は，中央に円形の人造石製の大浴槽を設け，粉塵を落とし浴槽，掛かり湯，涼み湯，子供湯，薬湯などがあった。砂川の本町従業員浴場も同様で(**図3-9**)，前述の設備の他，太陽燈やベランダーも確認できる。

3-2　職員社宅

(1)　職員社宅の管理

三池では1889年「役宅貸渡規則」を制定（翌年改正）し，家屋原価の7%を標準に役宅料を査定したが，事務上の必要がある場合は無料とした。神岡は，三井組時代の1888年改正の「役宅貸与規則」（制定は1886年）で新築費用の8%を月割りで納めることとした。1897年，三井鉱山合名会社として「社宅貸与規則」を制定し，第1条では事務上の必要があれば無料で貸与することとし，第2条では前条規定外の事務員嘱託員にも適宜貸与し，事業所毎に定めた借家料を徴収できることとした。

三池では予てより社宅が不足していたため，社宅の貸与とは別に，1900年に「家賃給与標準」を定め，市中に借家する者に対し社費で家賃を支弁したところ，身分不相応の家に住む傾向となり，以降，支給額を月給の1割以内に制限した。田川では，1901年に「社宅貸与内規」を定め，指定箇所に居住する場合には無料で社宅を貸与し，それ以外は，社宅料を徴収した。他の事業所も同様である。

1918年10月から3年半の間は，戦時手当の一部として社宅を無料で貸与したが，戦後不況の煽りを受け，再び社宅料を徴収するようになった。社宅料は綿密な計算式を規定し，順次引き上げられたものの，三池では，1930年前後の恐慌期に，市中の借家の家賃が低廉化し社宅料よりも安価となり社宅から転出，結果として空き社宅が多数生ずるにいたった。この本末転倒に対し，社は社宅料の更なる緩和に踏み切った。慢性的な社宅不足に終始していた三池としては例外的な事象である。

1937年の三池全事業所の社宅入居標準は**表3-1**に示す通りである。三池は甲～丁号に区分しているが，多くの事業所は1～5等(号，種，級)に区分する。

(2)　職員社宅の構造と設備

『五十年史稿』では，三池，山野，田川の3事業所に特化して，明治，大正，昭和各15年間の時代毎の変遷を記述している。各事業所とも，等級毎に平面図と仕様を添付しているが，ここでは，労務者社宅との比較も含め，田川礦業所に着目して論じていきたい。

明治時代，すなわち田川採炭組から引継当時の田川では，1等，2等社宅（**図3-10**左，**図3-11**左上）以外は設備は甚だ不完全であった。3等社宅(**図3-12**左上)で4間(8, 6, 4.5，2畳)，4等(**図3-13**左上)で3間(6，4.5，2畳)，5等(**図3-14**左上）に至っては6畳，4.5畳の2間，極端なものは，1棟4戸建6畳，2畳の2間しかなく，風呂はもちろん，給水栓も便所も共同という酷いものであった。玄関に格子などなく，外部から自由に出入りできたため，屢々盗難事件が起こったという。1等～4等までの社宅は，木造平屋建屋根瓦葺，壁は白壁，天井は棹縁天井であるのに対し，5等社宅は，壁は荒壁で，天井は張られておらず，縁すらない。この社宅は後に鉱夫社宅に転用された。

表3-1　三池全事業所の社宅入居標準

特甲	管事、管事補ニシテ事務長技師長以上ノモノ
甲号	管事、管事補ニシテ事務長、技師長ニ非ザル者 参事ニシテ課長（補佐及事務長技師長ヲモ含ム）タル者
準甲号	参事ニシテ課長ニ非ザル者
乙号	参事補
丙号	書記、技手月給百円以上ノ者
丁号	書記、技手月給百円以下ノ者、雇員

山野では，採光の配慮が低く，各社宅の方位は不定，建坪も極めて切り詰めたものであった。小頭社宅（4等に相当)では，玄関がなく，台所が唯一の出入口，基礎工事は簡便な玉石地形で，壁は真壁白漆喰とし，外壁は焼板下見板張りとした。台所は土間に板製の流しと水瓶，煉瓦の竈を据えた程度であった。

田川では引継後，3等社宅(**図3-12**左下)は建坪が12.75

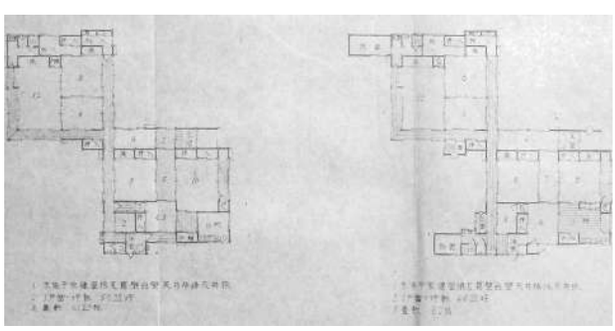

図3-10　田川の1等職員社宅の変遷（三井文庫所蔵）

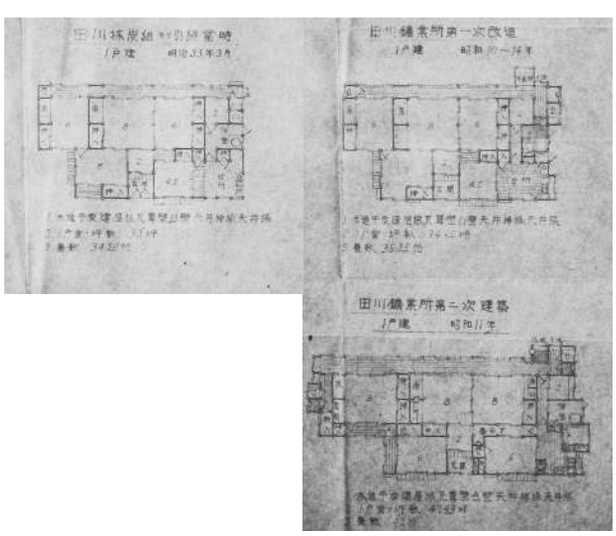

図3-11　田川の2等職員社宅の変遷（三井文庫所蔵）

坪から20.25坪に，畳は12.5帖から20.5帖に増加した。4等社宅(**図3-13**左下)は2間から4間(6, 4.5, 2, 2畳)に増え，5級社宅(**図3-14**左下)は，相変わらず玄関はないものの，2間(6, 2畳)となり，縁を設け，白壁と棹縁天井に変わった。

大正時代に入り，田川では各戸の玄関に格子戸を建て付け，押入の少ない家にはこれを増設した。4級社宅（**図3-13**右上）では畳数が20帖となり，縁は濡れ縁から内縁となった。5級社宅(**図3-14**右上)では，玄関が設けられ，3間(8，4.5，3畳)となった。

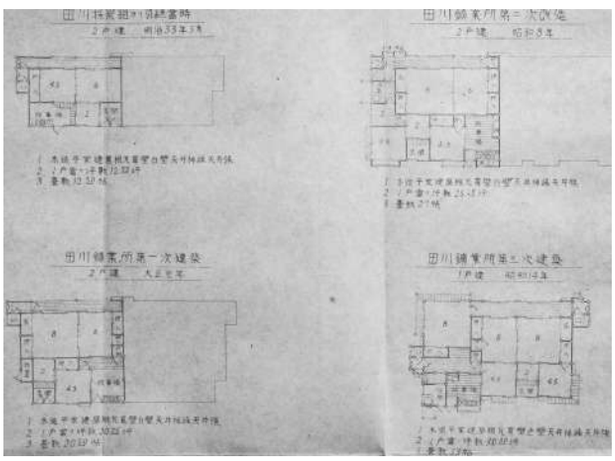

図 3-12　田川の 3 等職員社宅の変遷（三井文庫所蔵）

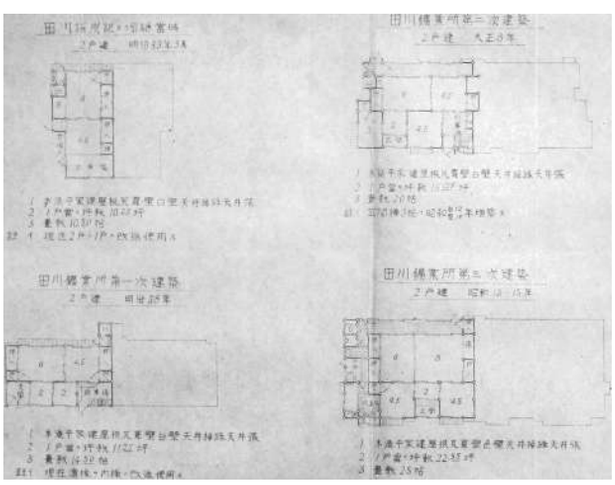

図 3-13　田川の 4 等職員社宅の変遷（三井文庫所蔵）

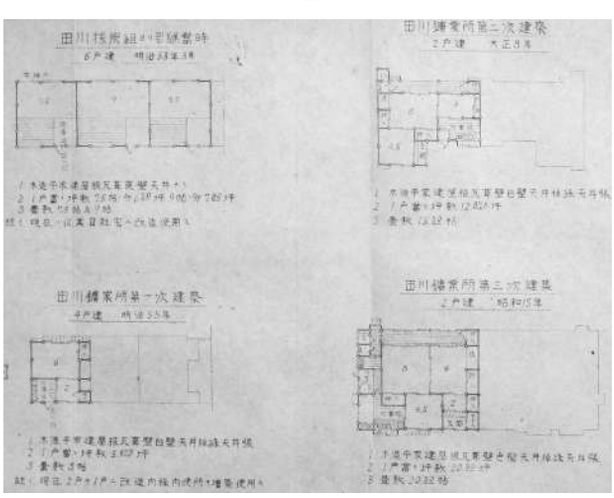

図 3-14　田川の 5 等職員社宅の変遷（三井文庫所蔵）

『五十年史稿』によると「社宅問題が，漸く熱意を以て考慮され出したのは，大正十年前後からである。これには未曾有の好況の余慶もあつた」とあり，更に「敷地も漸く計画的になり，方位も考慮されるようになつた」とも記述している。第1次世界大戦後の中流階級の住宅ブームが社宅にも影響を与えたのであろう。「この頃から，本店でも職員社宅の改造については意を用ふるところあり」と，詳細な理由づけは不明瞭ながらも職員社宅コンペを実施することにした。このコンペについては，次章で詳述する。

コンペを契機に，昭和に入って以降，田川では2間式の社宅に4畳半1間を増築したり，あるいは6畳，2畳の4戸建に改造した。続いて雨障子（ガラス戸），共同便所の廃止，給水栓を各戸毎に引き込む等，順次改良を実践した。その結果，2間式の住宅は全廃され，最下級の社宅でも6畳，4畳半，2畳の3間式に格子戸，雨障子付きまでになった。なお，1936年度から役員社宅の共同風呂廃止に着手し，各戸に内風呂を設けることとした。1940年建築の5級社宅（**図3-14**右下）は，20.5帖の4間で，建坪は20.5坪，板敷の炊事場と内風呂があり，1912年時点の3級社宅と同等か，それ以上の設備を有するに至った。

三池では1935年に標準社宅を設計し，以後，これを基準に社宅の新築に取り組んだ。山野でも，昭和に入って社宅を標準化し，更に道路，排水などにも一定の基準を設けた。1934年以降に建設された社宅は，出窓を多くし，洗面所を独立して設け，炊事場には整理戸棚を設けるなどした。共同風呂は1935年に全廃し，各戸に内風呂が設けられた。その他，採光を配慮し，門を構え板塀を巡らせたことなどから，長屋風の外観を脱して近代的になった。室内も実用と体裁の調和に配慮し，軒高と天井高を増し，全ての部屋に天井を張り，部屋の内外に欄間を設けた。構造材は，従来の米材に加え，台湾材，南洋材も用い，屋根材には，瓦以外にセメント瓦，スレート瓦も用いるようになった。

4．社内社宅懸賞設計

4-1　大正の職員社宅懸賞設計

(1)　職員社宅懸賞設計の募集

1923年7月26日，本店総務部から各事業所へ職員社宅懸賞設計募集が通達された[注12)]。ちなみに日本で最初の住宅コンペは 1916年に雑誌『住宅』で行われた「改良中流住宅の設計」であり，社宅に関しては，1918年に工業教育会が主催した「理想的職工社宅」懸賞設計[注13)]なので，管見では，社内限定ではあるが，職員社宅コンペの嚆矢として位置づけうる。示された「役員社宅設計懸賞応募規程」は，先ず「当会社役員住宅トシテ内容外観充実シ最モ経済的且衛生的ナルコトヲ主眼トシテ設計スヘシ」を基底とし，「普通住宅」，「社宅町」，「アパートメント式」の3種を募集した。

「普通住宅」は**表4-1**に示すように規模毎にA～Fの6級に分け，階数は随意，和式・和洋折中式・洋式の選択も随意，材料の選択は随意とするものの「木造木骨セメント漆喰張等」と防火構造を意識した例を示す。

「社宅町」については，構造は「普通社宅」に準じ，「各地方ニ適応スル各種ノ社宅数ニヨリ適当ニ配列スル事」，「道路，下水，上水，街路樹，共同浴場，室外遊戯場其他娯楽施設ヲ按配スルコト」とする。

「アパートメント式」は，構造を「木造木骨セメント漆喰張鉄筋コンクリート又ハ煉瓦造」に限定し，「各アパートメントハ二室若ハ三室トシ一室ノ広サハ五坪以内」とする。階数は随意であるが，坪単価を300円以内としている。構造を不燃構造に指定しているため，「普通社宅」に比べ坪単価が格段に高い。最後に「実際的ニ住居ニ適応スル様工夫ノコト」とある。

提出物は，1/100の平面図と立面図（正面図と側面図）で，平面図は詳細な記入を要求するが，立面図は簡便でも良い。ただし「社宅町」は1/1000の配置図とする。

応募者は三井鉱山会社の従業員に限定し，一人が複数案応募できる。10月末までに各事業所長（本店は総務部長宛）に提出し，事業所毎に下審査をして11月末までに本店総務部長に提出することとした。審査員は本店で定め，3種それぞれにつき一等～三等を選定するが，「普通社宅」のみ第一審査で一等を受けたものから第二審査を行う。賞金は，「普通社宅」第一審査一等が50円，第二審査は一等300円，二等100円，三等50円，「社宅町」と「アパートメント式」は，一等300円，二等100円，三等50円とするが，優秀案がない場合には該当なしを認めた。なお，重複受賞は妨げない。

(2)　応募の経緯と結果

期日までに応募があったのは，三池礦業所と三池港務所のわずか2ヶ所12人137種に終わった。9月1日に発生した関東大震災の影響が少なからずあったのだろう。会社側はこの募集成績の不振を嘆いている。

唯一，三池鉱業所の下審査の結果詳細が記録として残っているので，ここに紹介したい。応募者は，鉱務主任附属技士の新村佐一郎，発電主任附属工手の堤實，建築主任附属工手の境治義，谷口育任，坂井栄五郎，田中武雄，熊本卯吉，大谷恕一，三好襄一，田中兵一，城里生甚作の計11名で，「普通社宅」A級に11人23件，B級に9人17件，C級に9人19件，D級に9人20件，E級に10人19件，F級に11人23件，「アパートメントハウス」に4人4件，「社宅町」に2人2件の案が提出された。

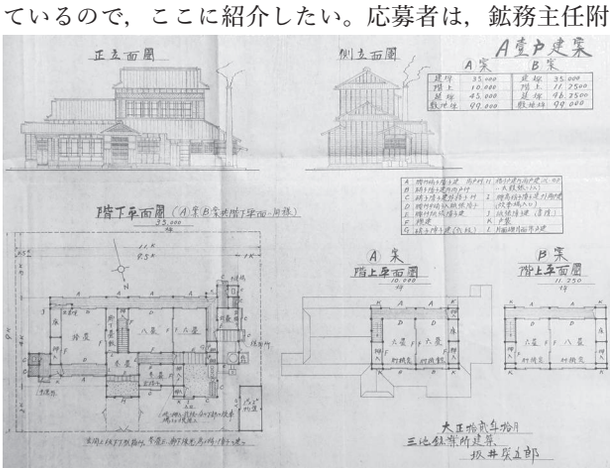

図4-1　A壹戸建案入選設計図　坂井栄五郎（三井文庫所蔵）

表4-1　「普通社宅」の分類

種別	形式	建坪数	坪当金額
A	一戸建	40-45坪	180円
B	一戸建又ハ二戸建	35-40坪	150円
C	一戸建又ハ二戸建	30-35坪	120円
D	二戸建又ハ其以上	25-30坪	100円
E	仝	20-25坪	90円
F	仝	15-20坪	80円

「普通社宅」設計第二審査の結果は，一等が三好のB級，二等も三好でA級，三等は坂井のD級であった。「社宅町」は，三好が二等当選した。講評は「三池各事業所職員ノ内各坑勤務ノ者ヲ除キ其他全部ヲ収容スル目的ヲ以テ設計シタルモノニシテ大体City Planningノ原則ヲ応用セルヲ認ム実施スルニハ尚ホ修正スヘキ点アルト認ムルモ確カニ更正設計ノ基礎トナスニ足ル佳作トス」とし，都市計画的手法を応用した点を高く評価している。「アパートメント」は三好が二等，熊本が三等当選した。二等の講評は「入居ノ欲望ヲ誘発スル程居住ニ便ナリト言フヲ得サルモ共同使用ノ設備モ概子完備シ各戸各室ノ配置モ余程整ヒ更正設計ノ基礎トナスニ足ル殊ニ建家ヲH形トシ各戸ノ通風採光ヲ遺憾ナカラシメ外観ノ美ヲ装ヘル点ハ推奨ニ値ス」とし，それなりに評価するものの，あくまで今後，共

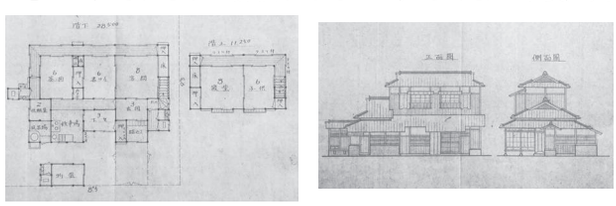

図4-2　2（B）入選設計図　谷口育任（三井文庫所蔵）

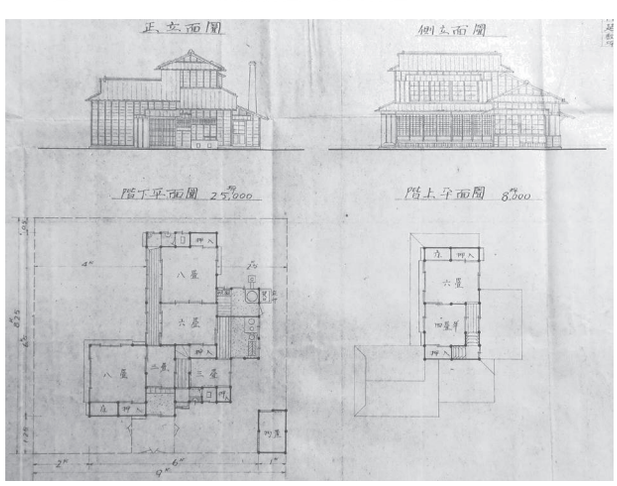

図4-3　C壹戸建案入選設計図　坂井栄五郎（三井文庫所蔵）

同住宅を設計する上での基礎と位置付けているに過ぎない。ただし，図面資料を確認できないため，一等受賞案が見送られた理由は定かではない。

ところで，応募の不振を受けて，1924年4月14日付で，締切期日を同年6月末日まで延長した上で追加募集を行い，本部総務部長提出期限を7月末とした。ところが，実際の応募締切は労働争議のため更に8月末にずれ込んだ。応募総数は6事業所から30名[注14] 229案（内訳は，「普通社宅」A～F級の6種215案，「社宅町」4案，「アパートメント式」10案）であった。ちなみに，三池鉱業所からは9月17日付で下審査の結果が本部に提出された。報告内容は「一，普通社宅設計AヨリEニ至ル各種ヲ通シ第一回応募設計下審査一等ニ及ブモノナシ　二，坂井栄五郎普通社宅設計F4ハ内容外観能ク充実シ各室ノ配置宜敷ク押入通風採光モ亦可ニシテ第一回応募設計下審査一等ニ匹敵スルモノト認ム，然レトモ何レガ優レルヤハ第一回応募設計ト比較スル方便ナキヲ以テ本店ノ審査ヲ俟ツ」とあった。

最終的に入賞者が決定したのは1925年5月26日で，結果は以下の通りである。普通社宅設計案のうち，第一審査一等入選者はA級（**図4-1**）が坂井，B級（**図4-2**）が谷口，C級（**図4-3**）とD級（**図4-4**）も坂井，E級（**図4-5**）が三好，F級（**図4-6**）が田川鉱業所の有吉新生，そして番外（**図4-7**）も有吉であった[注15]。第二審査では，一等が坂井のA級，二等は谷口のB級，三等は三好のE級であった。アパートメント式社宅設計案は三等のみで，三好と熊本が受賞した。社宅町設計案も三等のみで三好と三池製作所の長谷川敏雄が受賞した。このコンペの結果は，一部図面が現存するものの，講評や，その後の三井鉱山の社宅事業への波及については，それを窺い知る史料に巡り合えていない。

最後に入選案の特徴を概観したい。A案は大規模で設計の自由度は高いが，平面にこれといった特徴は見られない。ガラス窓の格子を吹き寄せにするなど意匠の工夫はあるが，炊事場が土間であるなど，旧態の残滓が垣間見える。B案は2階に子供部屋設けるなど，時代の趨勢を反映する反面，南面する続き間の客間と書斎や，土間の炊事場など，これもまた旧態依然としている。C案，D案共に，A案と同じ坂井の設計で，採光上の工夫はあるが，それ以外は，これといった特徴は見られない。E案は規模が小さいながらも，居間兼主婦室，茶の間兼子供部屋を予め設定する家族本位の平面計画が見て取れる。F案は，客間と書斎を一部屋にし，さらに居間はそれより広くとる。E案（番外）でも同様の構成とし，さらに，客間を通らずに，居間から便所を含め全ての部屋へ行けるよう動線が整理されている。

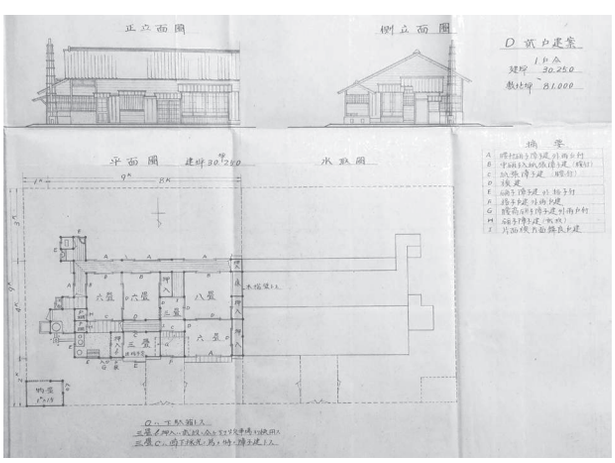

図 4-4　D 貳戸建案入選設計図　坂井栄五郎（三井文庫所蔵）

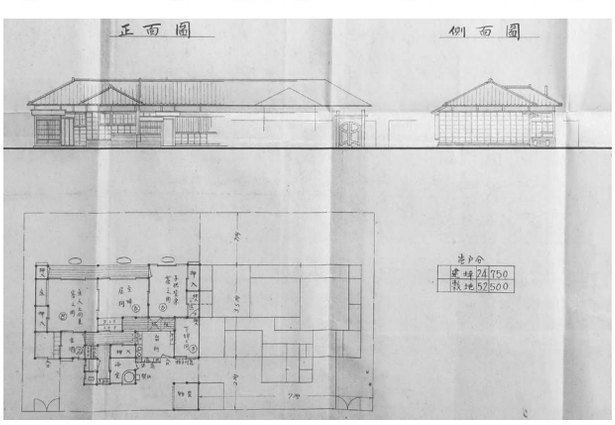

図 4-5　普通社宅（貳戸建）E 号設計図　三好義一（三井文庫所蔵）

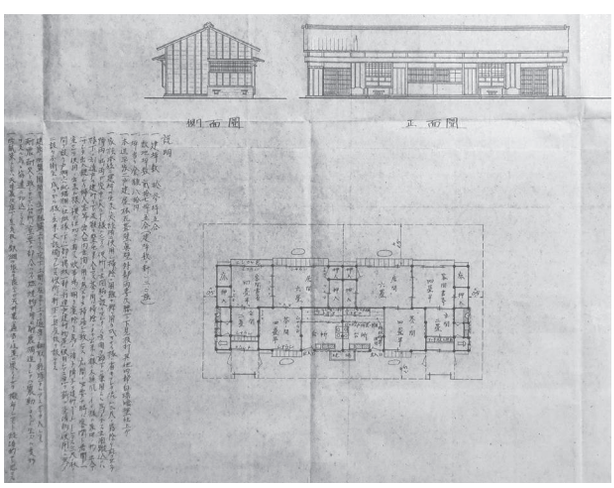

図 4-6　普通役員社宅 F 案　有吉新生（三井文庫所蔵）

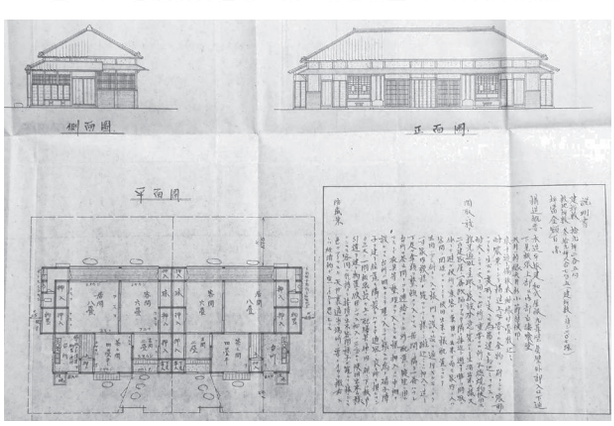

図 4-7　普通役員社宅 E 案（番外案）　有吉新生（三井文庫所蔵）

4-2　昭和の社宅懸賞設計

1923年開催の社内社宅懸賞設計を受けて，1936年2 月にも三井鉱山関連会社の社内社宅懸賞設計を開催した。前回が「職員社宅」，「社宅町」，「アパートメント」であったのに対し，今回は従業員社宅と職員社宅を募集した。同年4月の締め切りまでに，59名が応募し，611案が提出された。審査[注16)]の結果，62案が入賞したが，規定賞金の上位に該当する優良作品はなかった。この当選設計案を将来の参考に資するため，1937年11月に『懸賞社宅設計図集』[注17)]を出版した。以下，本書の記述に基づきコンペの詳細を述べていきたい。

懸賞募集の趣旨は「当会社職員及従業員社宅ニハ従来一定ノ規準ナキヲ以テ新規申請セラルヽ向ニ於テモ立案区々ニシテ統一ヲ欠キ不便少ナカラズ。固ヨリ住居ハ其地方ノ風土，気候又ハ環境ニ適応セシムベキモノナレバコレヲ画一的ナラシムル事ハ至難ナルモ社宅本来ノ趣旨トシテ入居者ノ資格ニ応ジ其程度及内容ニハ自ラ限界ヲ設クベキモノトノ見地ヨリ此際コレガ規準ヲ示シテ広ク社宅設計ノ募集ヲナシ以テ将来ノ計画ニ資セントス」とし，社宅の種類および設計上の注意点を示している。社宅の種類は**表4-2**に示す通りで，従業員社宅1種と，職員社宅を規模別に5種に分け，それぞれ平屋と2階建を設定している。**表4-2**には以下の注意事項が付されている。

（一）　職員社宅ニハ第一種ニ於テモ浴室ヲ設ク。

（二）　室数ハ等級ニ相応スル標準ヲ示スモノナルガ設計上ノ都合上増減差支ヘナシ。
尚職員社宅ニ於テ表記室数ハ玄関（畳敷又ハ板張）ヲ除外セルモノナリ。

（三）　樺太又ハ北海道ノ社宅ニ於テ物置ヲ本家内ニ設クル場合ニハ表記ノ坪数以外ニ之ヲ加算スル事ヲ得ルモ其広サハ等級ニ相応ゼシメ一坪乃至二坪二五（一間半角）トス。但従業員社宅ニ於テハ建設位置ニ関係ナク物置ニ相当スル空間ハ一坪以内トシ表記ノ坪数内ニ含マシムルモノトス。

（四）　樺太，北海道ノ応募者ハ特ニ寒帯地方ニ適スル住宅ヲ設計セラレ度ク又平家建従業員社宅ハ屋根裏ヲ物置ニ利用スル事トセラレ度シ。

また，設計上の注意事項として以下の4点をあげる。

（一）　構造ハ木造トシ総テ間取ニ無駄無ク経済的ナルヲ主眼トスル事。

（二）　室ノ配置ハ家族本位トシ特ニ台所，浴室，便所，押入等ノ配置ニハ意ヲ用ヒ至便且衛生的ナラシメ又各室ノ採光，換気，保温等ニ就テ充分注意スル事。

（三）　台所，浴室及便所ノ設備ハ等級ニ相応ジテ設計シ特ニ台所ノ設備ハ成ルベク図面ニ明示スル事。

（四）　市街地建築物法ニ適応セシムル事。

経済性，家族本位，衛生面など，同時代的な住宅改善の試みが要求されていることが読み取れる。

応募者は，1/100の平面図と立面図（正面図と側面図）をケント紙あるいは類似の22" × 30" の用紙に鉛筆または墨汁で描き，必要に応じ彩色を認める。立面は大略の姿図で良しとするが，職員社宅に限り門と外柵の記入が義務付けられた。また，構造上の案で図面に表しづらいものは説明書きの追記を認めている。

表4-2　社宅の種類と当選案数

社宅種別	様式	坪数（延坪）	室数	当選
従業員社宅A	平家四戸建	1戸当たり12以内	2又ハ3	12
従業員社宅B	二階四戸建	1戸当たり12以内	2又ハ3	3
職員社宅第一種A	平屋二戸建	1戸当たり20-22	3	7
職員社宅第一種B	二階二戸建	1戸当たり21-23	3	4
職員社宅第二種A	平屋二戸建	1戸当たり24-26	4	7
職員社宅第二種B	二階二戸建	1戸当たり25-27	4	3
職員社宅第三種A	平屋一戸建	1戸当たり28-30	5	4
職員社宅第三種B	二階一戸建	1戸当たり29-31	5	3
職員社宅第三種C	平屋二戸建	1戸当たり28-30	5	3
職員社宅第三種D	二階二戸建	1戸当たり29-31	5	2
職員社宅第四種A	平屋一戸建	1戸当たり34-36	6	5
職員社宅第四種B	二階一戸建	1戸当たり35-37	6	2
職員社宅第五種A	平屋一戸建	1戸当たり41-43	6又ハ7	4
職員社宅第五種B	二階一戸建	1戸当たり42-44	6又ハ7	3

応募者は，三井鉱山の職員または従業員であり，**表4-2**に示す14種中，最低でも5種類以上の設計図案を提出することとされた。審査の結果，優秀図案には100円，75円，50円，30円，20円の5種の賞金が設定された。

当選案数を**表4-2**に併記した。当選案の応募者は，三池製作所が9名，田川礦業所が7名，砂川礦業所が2名，山野礦業所と三池製錬所が1名ずつであった。応募者の中には，大正のコンペで入選した，坂井，谷口，有吉の名前も確認できる。坂井と谷口は共に工手長になっており，それぞれ3案と5案入選している。前回は応募のなかった砂川礦業所から応募があったのは，コンペの要項に寒冷地住宅が特記されていることが影響したのかもしれない。入選案では2案ともに居室に二重窓を用いることが確認されるが，特筆すべき間取りの工夫は見当たらない。

以下，間取りに工夫の見られる当選案について，若干の考察を加えていきたい。

田中袈裟市による従業員社宅A（**図4-8**）は，唯一玄関に面して「広間」を置く。3室の居室が広間に直結し，この広間に面して便所を配置しているため，各室からの便所動線が他の部屋を通過しない。玄関脇に便所を置くのは年代的に新しく，かつ，この規模では良く練られた平面計画といえる。北玄関，南便所が多い中，玄関，便所ともに北面させたのは，便所と玄関の関係を考慮した結果と見てよいだろう。

12坪以内の2階建である従業員社宅Bは，無駄の少ない間取りが可能な規模であるが，2階は日常的には使いにくいことを加味すれば，便所を玄関脇の北側に配した田中國男の案（**図4-9**）は無難な解決策と言える。ただし

上下階に床を設けたので，収納が少ない。

田中袈裟市の職員社宅一種A（**図4-10**）は，同氏設計の従業員社宅Aを発展させたもので，南に居室，北に水廻りを配した中廊下平面で，結果的に全ての居室が南面している。南東に面した子供室には出窓を設ける。客間を無くした点からも家族本位の間取りと評価できる。

田中國男の職員社宅一種A（**図4-11**）は，東西玄関というアイデアを提示した点で出色である。22坪の建坪に床付きの6畳応接室は些か過大に映るが，南面に出窓と庭への出入口を設けているので，書斎あるいは子供部屋への転用も想定できる。応接室に繋がる取次は板張りのホール形式とする。居間と台所が直結しておらず，寝室が茶の間を兼ねたのであろう。同潤会の戸建住宅に端を発するような間取りに近い。

山下武兵の職員社宅一種B（**図4-12**）は，全ての部屋を食い違いに配置しているため，便所動線が整理されている。同氏が従業員社宅Bで提案した間取りでも同様の工夫を見て取れる。ただし台所と茶の間が離れるので，使い勝手には難がある。

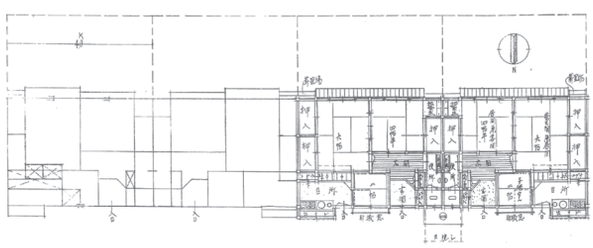

図 4-8　従業員社宅 A 平家四戸建　田川鉱業所 田中袈裟市

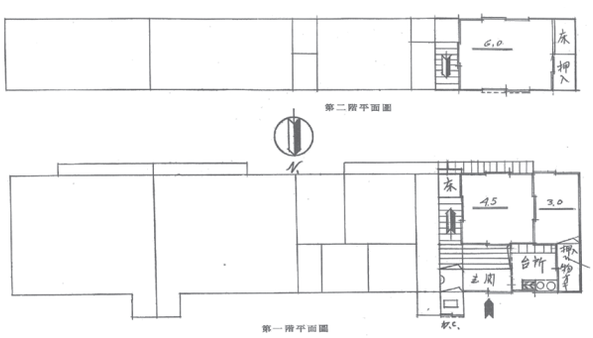

図 4-9　従業員社宅 B 二階四戸建　三池製作所 田中國男

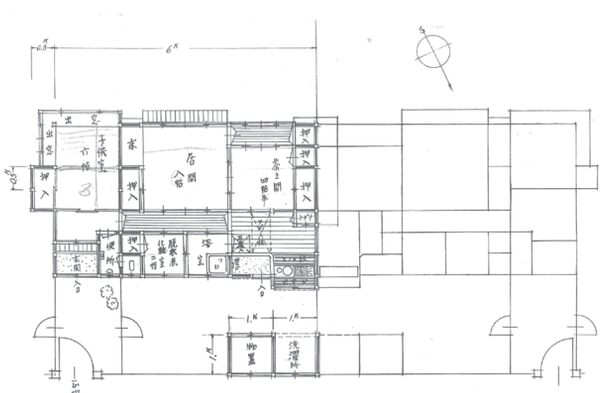

図 4-10　職員社宅第一種 A 平家二戸建　田川鉱業所 田中袈裟市

職員社宅二種以上の規模の大きい住宅では，ほぼ全ての案において間取りが整理されていない。これが懸賞設計応募者の能力の限界であり，審査員が満足いかなかった点なのであろう。例えば，二種Aの島本案（**図4-13**）は畳敷きの玄関と書斎（子供部屋）への取次をホール形式にすれば，広縁を設けた縁側や居室全てを南面させるなど，典型的な中流階級の中廊下式住宅と捉えることができる。三種A以上では，ほぼ全ての間取りが，玄関から2畳の取次を介して廊下へ繋がり，8畳の床付き客間へと至り，内縁を南面に配する。取次が中廊下を分断する平面が多いことは，同時代的な間取りの工夫を正確には汲み取れていないことの現れである。一方で，部屋の増加に伴って確立されるのが子供室，老人室というのも示唆的である。子供室を明示した平面が散見されるのは，社宅における家族本位に対する理解の反映と捉えることも可能である。

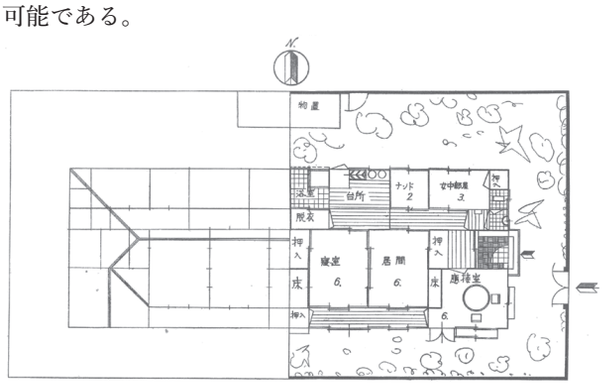

図 4-11　職員社宅第一種 A 平家二戸建　三池製作所 田中國男

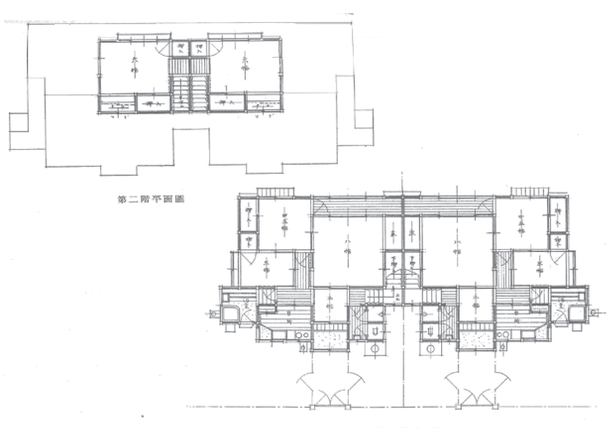

図 4-12　職員社宅第一種 B 二階二戸建　三池礦業所 山下武兵

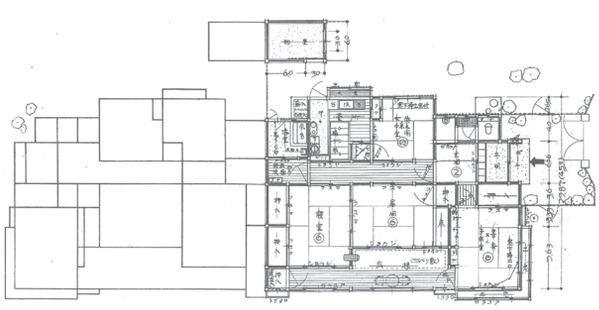

図 4-13　職員社宅第二種 A 二階二戸建　山野礦業所 島本正好

5．大牟田市における三井鉱山の職員社宅

慢性的に職員社宅が不足していた三池礦業所では，1919年12月29日に三井鉱山本社宛てに三池各事業所所在社宅新築費として三池礦業所拡張工事費の支出申請をしたところ，翌年から「社宅増築計画」として事業化され，坑口に近い社有地に甲乙丙各号（**表3-1**参照）の職員社宅が順次建設された[注18]。しかしながら，社有地は散在しており，**図3-8**の山野礦業所三坑に見るような街を形成することはなかった。1923年12月には，本社において職員社宅の標準化が議論され，三池では翌1924年に敷地の有効利用を主眼とした新式の2階建社宅（**図5-1**）を設計し，大牟田市内の松原町と大正町に28棟を建設した[注19]。前述のように1935年に甲～丁号の標準社宅の設計が完成し，以後，これを基準として順次，職員社宅の建設に邁進し，1939年末には住宅難はほぼ解消された。これら職員社宅は，小浜町を主に，白金町，旧片平方面，天領町，船津町などの社有地に建てられ，「是等増加社宅ニ依ツテ市内ノ家並(町形)ヲ一変シタ」という[注20]。

それまで散在していた社有地が，家並を形成するに至ったのには，土地区画整理事業が大きく関わっている。**図5-2**は旧都市計画法により施行した土地区画整理事業の区域を示したものである。大牟田の土地区画整理事業は，昭和の不況時代の失業対策事業に起因する。当時，三井，三菱の両財閥は6大都市に対し失業対策として政府に300万円づつ寄付をした。この話が大牟田市に伝わり，三井の城下町といっても過言ではない大牟田市は，三井との交渉の結果，鉱害地（鉱害により地表が沈下した郊外地）の土地区画整理を三井の応分の負担金をもって行うこととなった[注21]。川尻第一土地整理組合は1929～1937年に施行され，施行面積は33.8ha，総事業費は194,000円であった。一方の川尻第二土地区画整理組合の施行期間は1933～1940年で，その面積は57.5ha，総事業費は471,000円であった[注22]。**図5-3**は1935年下期の川尻地区の職員社宅建設予定地を示したものである[注23]。図中，前方後円墳から右に延びる道路が尾根になっており，上が北斜面，下が南斜面となる。各土地区画整理地内の三井鉱山関連会社の所有地を**図5-4**[注24]と**図5-5**[注25]に黒ベタで示した[注26]。特に川尻第二では，区画の所有確定後に，社宅建設のために新たに三井鉱山が取得した区画がいくつかあった。組合の設立あるいは事業の展開に関する史料に巡り会えなかったため推測の域を出ないが，三井鉱山は事業資金を負担しただけでなく，区画の取得に物言える立場にあったのであろう。そうでなければ，尾根沿いの高燥で眺望の良い区画を社有地にすることは容易ではない。

図5-6は川尻第二土地区画整理地内に建築された標準社宅の設計図面である。1935年9月の製図で，設計欄に坂井の印がある。先に示した乙号標準社宅と平面構成が非常によく似ている。

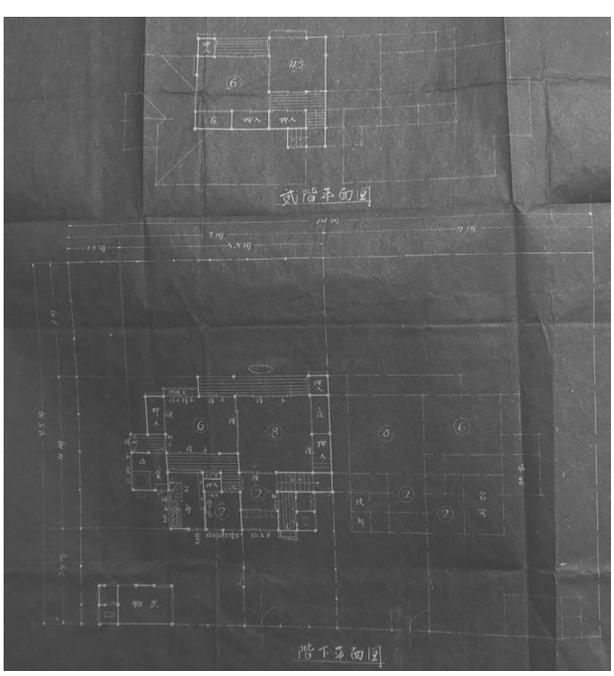

図 5-1　三池各事業所 乙号貳階建社宅平面図

図 5-2　大牟田市の旧法による土地区画整理事業区域図

図 5-3　土地区画整理事業施行中の川尻

2019年7月に川尻地区の区画整理地の実況見分を行った。現存する職員社宅は皆無であったが，社宅跡地には共通して安山岩の石垣と炭滓煉瓦の塀および門柱が，ほぼ創建時の状態を留めて遺存していた（**図5-7**）。三井鉱山社有地以外にも同様の石垣と塀が見られたので，組合の事業の一環で，三井鉱山が主導する形で宅地造成を行ったのであろう。職員社宅の造成が大牟田の家並みを一変させた証しの一つである。

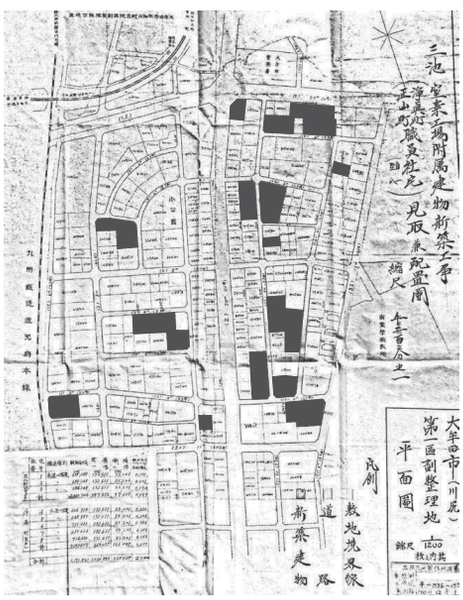

図 5-4　川尻第一土地区画整理地と三井鉱山関連会社の所有地

図 5-5　川尻第二土地区画整理地と三井鉱山関連会社の所有地

6．むすび

以上，三井文庫所蔵の三井鉱山関係会社旧蔵資料を基礎史料に，三井鉱山における福利施策を，労務者社宅と職員社宅の改善の変遷，その契機とも位置づけうる大正と昭和の二度の社内社宅懸賞設計，そして，大牟田市を対象に，職員社宅の増設が，計画された郊外住宅地の形成と景観に影響を与えたことを考察した。

明治中期までの坑夫住宅は，1戸が4坪にも満たないなど「住まい」と呼べる代物ではなかった。しかし時局に応じて改良を加え，戦前期までに10坪を超えるに至った。内風呂こそないものの，内縁や内便所を設け，壁は白壁，屋根には瓦を葺いた。この規模や仕様は，大正期の下級職員社宅に匹敵する。こと炭坑においては，坑夫の労働搾取や，それに伴う労働争議が着目されることが多いが，三井鉱山では，どの事業所においても同様に社策として労働者の労働環境の改善のみならず，居住環境の改善にも一心一意取り組んでいたのである。

一方の職員社宅は職級に応じて供給されていた。明治期の下級職員社宅は坑夫社宅と区別がつかないほどの劣悪なものもあったが，これらも順次改良された。第1次大戦後の住宅改良運動の影響も受けたのであろう。大正に開催された社内社宅コンペの募集要項がそれを反映している。コンペ入選案の直接的な引用は確認できないが，昭和に入って以降，社宅増設の契機となった標準社宅設

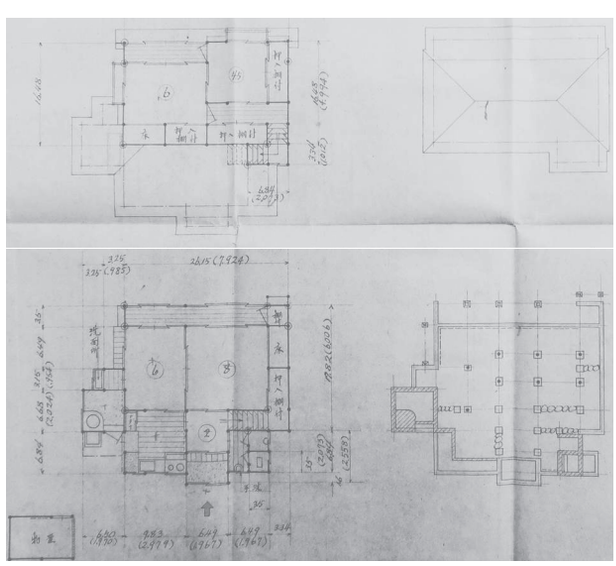

図 5-6　三池鉱業所新築社宅設計図 丙号二階付一戸建

図 5-7　正山町に遺る三井鉱山所有地の石垣と炭滓煉瓦の門と塀

計の際に参考にされたと推測でき，動線処理や設備にその影響が垣間見える。「社宅町」は，コンペの講評からは都市計画的手法の応用を期待していたことが読み取れ，実践例として，三井鉱山単体ではないが，土地区画整理事業を援用した社宅による街並みの形成を指摘した。川尻の土地区画整理地区は，現在でも大牟田市の良好な郊外住宅地として広く市民に認識されているという。なお，「アパートメント」が実現するのは戦後のことになる。

三井鉱山関連会社旧蔵資料は，一企業とはいえ，社宅施策を経年的かつ職階別に網羅できる第一級の資料と位置づけうる。管見では，他の財閥や企業では社宅の平面図は断片的にしか得られない[注27)]。また，本論では，主に田川礦業所に着目して，福利施策の展開をまとめたが，九州三山の残り2ヶ所（三池礦業所と山野礦業所）も併せて考察するこにより，初めて他財閥や企業あるいは同じ供給型住宅として分類できる官舎[注28)]との比較が可能となる。北海道や外地の事例を整理すれば地域的な特色も見出せるかもしれない。今後の研究課題として提示したい。

〈謝辞〉
三井鉱山関連文書の閲覧にあたり，三井文庫職員の方々および主任研究員木庭俊彦氏のお手を煩わせた。また，大牟田の職員社宅の所在地特定にあたり，大牟田市石炭産業科学館の中野浩志氏に多大なる協力を得た。ここに記して感謝する。

〈注〉
1) 池上重康ほか「旧帝国大学採鉱・冶金学科「実習報文一覧」（1879年～1950年）（『エネルギー史研究』第22号，2007年，九州大学記録資料館産業経済資料部門，pp. 21-29）など。
2) 参考文献 1）
3) 池上ほか「大正・昭和初期の高島炭坑端島坑社宅街の変遷」『日本建築学会大会学術講演梗概集』，2009年，pp. 159-160），池上ほか「南満洲鉄道株式会社撫順炭礦千金寨新市街の形成」（『日本建築学会大会学術講演梗概集』，2012年，pp. 105-106），池上「崎戸炭鉱の社宅街について」（『西海市文化財調査報告書第2集　西海市炭鉱遺構等調査報告書』第3章第4節，2015年，西海市教育委員会，pp. 76-90）など。
4) 公益財団法人三井文庫。東京都中野区上高田5-16-1。
5) 参考文献 2）pp. 127-309。
6) 三池鉱業所，三池港務所，三池製作所，山野鉱業所，田川鉱業所，砂川鉱業所，松島炭砿，三井美唄鉱業所，珊留鉱業所，三池染料工業所，本洞鉱業所，基隆炭砿，太平洋炭砿株式会社，三成鉱業所株式会社三成鉱業所・成川鉱業所・桃花鉱山・銀積山鉱山，川上鉱業所，千呂露鉱山，芦別鉱業所，塩沢鉱業所，北海道硫黄幌別鉱業所。
7) 田川鉱業所，本洞鉱業所，山野鉱業所，三池製作所，三池製錬所，三池鉱業所の各沿革史は1942年までに上梓された。この経緯については，田中直樹「筑豊石炭礦業史研究文献資料目録・抄―その三―」（『エネルギー史研究ノート』第2号，1973年，西日本文化協会，pp. 22-27）に詳述されている。
8) この『五十年史稿』をタイプ打ちし，4分冊にまとめた『三井鉱山五十年史稿抜粋』が三井金属礦業株式会社修史委員会から出版されている。三井高陽による序文には，昭和18年9月の出版制限により，昭和19年3月までに完成の上保管し，他月の出版を期したが，活版印刷は叶わず，同年12月に謄写版での出版となったとある。管見では一橋大学附属図書館と静岡県立大学附属図書館，三井文庫以外に所蔵を確認できていない。静岡県立大学の図書は岡村昭彦旧蔵書で，三井文庫のそれは古書店より購入したものという。発行部数，配布箇所等一切不詳である。なお，表題に「抜粋」とあるように，本文中の一部図表や写真，『五十年史稿』では巻末に添付の附属図表が割愛されている。
9) 参考文献 2）p. 3。
10) 本節は，池上「『三井鉱山五十年史稿 巻十六』より 第十編 労務 第三節 会社自体が行つて来た労務管理施設 第四項 住居管理」（『エネルギー史研究』第34号，2019年，九州大学記録資料館産業経済資料部門，pp. 37-51）を再構成したものである。
11) 『長澤一夫氏談話 昭和十四年十二月七日』（三井文庫所蔵）によると，長澤は『九州報告書』5編，『九州出張余録』4編，『神岡出張余録』の他，夥しい数の彙報を提出し，その中に1924年11月にまとめた三池，山野，田川の社宅の視察記がある。長沢がまとめた報告書，彙報の類は，三井文庫では所蔵しておらず，他機関でも所蔵を確認できない。しかし，当時，三井合名会社の理事長であった團琢磨が目を通していたことから，少なくとも三井の上層部の中では広く知られていた報告だったことが推察される。
12) 三井文庫所蔵「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」中の『鉱夫社宅配置図 大正十五年』にコンペの開催通知から結果に至るまでの往還文書が綴じられている。
13) 平井直樹，池上ほか「明治後期から昭和初期における職工社宅改善の試み―宇野利右衛門の著述に基づく労働者居住施設の歴史的考察 その2―」（『日本建築学会計画系論文集』，第 692 号，2013 年，pp. 2223-2232）。
14) 三池鉱業所11名，三池製作所1名，三池港務所1名，田川鉱業所6名，山野鉱山7名，神岡鉱山4名。
15) 三井文庫所蔵「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」中の『職員社宅増設計画書類 自大正九年至大正十二年』に青焼きの入賞図面が綴じられている。
16) 審査員は，林俊香，淡輪雅信，田中吉政，深川正夫，中村伍七，田代壽雄，木下藤吉，富松幸登，松田軍平の9名である。全員三井の関係者と推察されるが，1931年に三井から独立して設計事務所を自営していた松田軍平が含まれている点は注目に値する。
17) 参考文献3）。
18) 三井文庫所蔵「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」中の『職員社宅増設計画書類 自大正九年至大正十二年』。
19) 三井文庫所蔵「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」中の『三池鉱業所沿革史 第九巻 庶務課八』。
20) 注19）に同じ。
21) 参考文献4）p. 265。
22) 参考文献4）p. 642。
23) 三井文庫所蔵「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」中の『社宅建設関係 昭和十年』所載。
24) 三井文庫所蔵「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」中の『社宅新築 昭和十一年下期』所載。
25) 大牟田市立図書館所蔵。
26) 三井文庫所蔵「三井鉱山株式会社三池鉱業所旧蔵資料」中の1935-1940年の社宅建設に係る簿冊に所載の地図より作成。
27) 参考文献1）では，都市計画的視点から社宅街の成立と構成に着目したため，社宅平面の収集は積極的に行っていない。
28) 崎山俊雄『近代日本の官舎建築に関する研究』（東北大学学位請求論文，2008年）で，各種官舎の平面構成の展開についてまとめている。

〈参考文献〉
1) 社宅研究会編『社宅街―企業が育んだ住宅地』（学芸出版社，2009年）
2) 『九州石炭礦業史目録第1集』（西日本文化協会，1970年）
3) 『懸賞社宅設計図集』（三井鉱山株式会社，1937年）
4) 建設省計画局住宅部編『土地区画整理組合史』（全国土地整理組合連合会，1969年）